

## 呉市公式キャラクター「呉氏」デザイン等使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市公式キャラクター「呉氏」(以下「キャラクター」という。)を冊子・写真・スタンプ等で使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ「呉市公式キャラクター「呉氏」デザイン等使用承認申請書」(様式第1号)(以下「申請書」という。)を呉市長(以下「市長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は申請を省略することができる。

- (1) 呉市内の学校等が教育の目的で使用する時。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (3) 個人が呉市をPRする目的で使用する時。
- (4) その他、市長が適当と認めた時。

2 前項ただし書各号に該当する場合においても、キャラクターを販売等の営利目的で使用する場合には、この限りではない。

(承認の範囲)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 呉市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある時。
- (2) 呉市の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのある時。
- (3) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのある時。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのある時。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある時。
- (6) その他、市長が不適切と認めた時。

(承認)

第4条 市長は、前条の承認をするときは、「呉市公式キャラクター「呉氏」デザイン等使用(変更)承認通知書」(様式第2号)をもって通知する。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、市長の指示する使用条件に従うこと。
  - (2) イメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと。
  - (3) 当該使用に係る物件の完成品を速やかに市長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- 2 キャラクターを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。
- 3 キャラクターを販売等の営利目的で使用する場合は、年1回、「呉市公式キャラクター「呉氏」デザイン等使用商品売上状況報告書」(様式第3号)を市長に報告しなければならない。

(承認内容の変更)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ「呉市公式キャラクター「呉氏」デザイン等使用承認変更申請書」(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「呉市公式キャラクター「呉氏」デザイン等使用(変更)承認通知書」(様式第2号)をもって通知する。

3 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第8条 市長は、キャラクターの使用がこの要領又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

3 前2項の規定は、第2条により申請を省略した場合も同様とする。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じて、呉市はその責めを負わない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、呉市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付則

(施行期日)

この要領は、平成29年2月1日から実施する。

改正 平成31年4月1日

付則

この要領は、令和3年5月1日から実施する。